

平成28年(ワ)第24543号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 柳田辰雄

被 告 国立大学法人東京大学

第 6 準 備 書 面

平成29年12月11日

東京地方裁判所民事第14部合2A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清水幹



同 溝内健



同 清水



平成29年10月2日実施の原告本人尋問の結果を踏まえ、以下のとおり主張を整理・補充する（本書面に記載のない事項について、従前の主張を撤回する趣旨ではない。）。

第1 本案前の主張

1 本件訴えは前訴の蒸し返しであり、訴訟上の信義則に反するものとして、ないし、訴権の濫用として、却下されるべきである。

2 前訴の概要

(1) 前訴では、本件人事の「手続的違法の有無」と「実体的違法の有無」が主要な争点として争われ、「手続的違法の有無」の争点について、本件原告は、

①学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかったことと、②最適任応募者を選考委員会に推薦する際の専攻内の意思決定が高木ルールに従って行われなかつたことの2点を主張した（甲37（15頁），甲38（4頁））。

本件訴えにおける原告の主張は、以下の「3 本件訴え」で述べるとおり、前訴における上記①の主張と同一である。

（2）上記①の主張について、前訴の一審（甲37（15～17頁））及び控訴審（甲38（4～6頁））は、本件人事の背景事情、実際に行われた具体的手続、当該手続に対する本件原告の関与等を詳細に認定した上で、「学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかつた点の手続上の違法をいう原告らの主張（上記①）は、採用できない。」と結論づけた。

（3）なお、前訴では、手続的違法にかかる上記②の主張及び実体的違法の主張も排斥され、本件原告の請求は理由がないものとして棄却されている。

3 本件訴え

（1）本件訴えについて原告は、「もっぱら分野変更の手続に焦点を当て、その違法性を問うものである」と述べ（訴状（2頁）），具体的には「『国際政策協調学』分野の変更（廃止）は、本来の手続を踏まずに、国際協力学専攻の当時の専攻長であった國島正彦教授の独断で実施されたものである」と主張し（訴状（6頁）），その後の原告準備書面でもかかる主張を繰り返している。

この点、新領域創成科学研究所における教員選考手続の流れは被告第1準備書面第2の1（2，3頁）で述べたとおりであり、その手続は「分野の選定」と「教員の選考」の2つに大きくわけることができるが、前訴において本件原告は、「分野の選定」との関係で「①学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかつたこと」を主張し、

「教員の選考」との関係で「②最適任応募者を選考委員会に推薦する際の専攻内の意思決定が高木ルールに従って行われなかつたこと」を主張した（甲37（15頁），甲38（4頁））。

そして、「分野の選定」にかかる手続（上記①の主張）は、前訴における主要な争点の1つとして審理の対象とされ、前訴の一審（甲37（15～17頁））及び控訴審（甲38（4～6頁））は、本件人事の背景事情、實際に行われた具体的手續、当該手續に対する本件原告の関与等を詳細に認定した上で、「学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかつた点の手続上の違法をいう原告らの主張（上記①）は、採用できない。」と結論づけている。

本件訴えにおける原告の主張は、前訴における上記①の主張とまったく同一であり、前訴における主要な争点について、裁判所に採用されなかつた自らの主張を再度もちだして、紛争を蒸し返すものといわざるを得ない。

(2) 原告は「前訴は、・・・2009年（平成21年）12月から翌年12月までの手続違反を問うもの」と主張しているが、前訴における上記①の主張は平成21年12月よりも前の手続の違法を主張するものであり、原告の主張は誤りである。

(3) 原告は「3つの手続違反」として、⑦進行中の教授人事の「停止」，⑧「基幹専攻会議での分野変更の審議・決定」の不存在，⑨「分野選定委員会の開催・審議・決定」の不存在、の3点を指摘している。

ア このうち上記⑨の点について、原告は「争点として取り上げられ、吟味検討されたことはなかつた」と主張しているが、それは前訴において本件原告本人が「分野選定委員会の開催・審議・決定」の存在を自認していたからである。

自認していたことの一例を挙げれば、前訴一審での本人尋問において、本件原告は「分野選定委員会が開催され、これに自らも委員として出席し

したこと」 「分野選定委員会で特段の発言はしなかったこと」などを供述している（乙12（6頁））。

かかる原告本人の供述や、乙11の1～11の4を証拠として引用した上で、前訴控訴審判決は「控訴人柳田（本件原告）は、教授懇談会で教授人事に関する協議が行われてきたことを認識し、実際にも教授懇談会に出席していたばかりでなく、平成21年11月25日の分野選定委員会にも委員として出席し、特段の発言をすることなく分野変更を了解していることが認められ」と事実を認定し（甲38（5頁）），この判決は既に確定している。

イ 上記⑦の点を、上記①の点と切り離して議論するのは適切でない。

「国際政策協調学分野 教授ポスト」をめぐる人事手続の具体的な流れは被告第3準備書面第1（1～3頁）（ただし、第1の1及び2について被告第4準備書面の1（1，2頁）で訂正している。）や被告第4準備書面の2（2頁）で述べたとおりで、平成17年7月以降行われていた「国際政策協調学分野 教授ポスト」の人事について、平成21年7月から同年10月にかけて、教授懇談会で議論が重ねられ、専攻長が教授懇談会の構成員に個別にヒアリングするなどして、順次、その方針が決定されていった結果、遅くとも同年11月までには、「国際政策協調学分野」を「社会的的意思決定分野」に変更して選考を行うことが教授懇談会の構成員の共通認識とされ、このように分野の変更が生じたため、その前提で改めて専攻から発議がなされ、これを受け同月25日の学術経営委員会で分野選定委員会が設置されたものであり、上記⑦の点は上記①の点に包含・吸収される関係にあるものと思料する。

ウ 上記①の点（上記⑦の点も含む）が前訴の主要な争点の1つとして審理の対象とされ、前訴の一審（甲37（15～17頁））及び控訴審（甲38（4～6頁））が、本件人事の背景事情、実際に行われた具体的手続、

当該手続に対する本件原告の関与等を詳細に認定した上で、「学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかった点の手続上の違法をいう原告らの主張は、採用できない。」と結論づけていることは、これまで繰り返し述べてきたとおりである。

本件訴えにおける原告の上記①の点（上記②の点も含む）にかかる主張は、前訴における「学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかった点の手続上の違法」の主張とまったく同一であり、前訴における主要な争点について、裁判所に採用されなかつた自らの主張を再度もちだし、紛争を蒸し返すものに他ならない。

4 よって、本件訴えは前訴の蒸し返しであり、訴訟上の信義則に反するものとして、ないし、訴権の濫用として、却下されるべきである。

第2 本案の主張

原告の主張は、「i：本件人事の『分野の選定』の手続は違法である」「ii：原告の学問の自由が侵害された」「並：上記iと上記iiの間に因果関係がある」という主張と思料されるので、その前提で、以下、被告の反論を整理・補充する。

1 上記iの主張について

本件人事の「分野の選定」の手續が違法でないことについては、前訴確定判決認定のとおりである。

2 上記iiの主張について

(1) 原告は、「本件において、『国際政策協調学』分野の廃止により、本件学融合の研究に重大な支障を来たしたのは当然であった。」と主張しているが、本件人事によって国際政策協調学分野が廃止されたわけではないこと、湊が国際政策協調学分野を専門とする准教授であることは本件人事の前後で何ら変わりがないことは、被告第1準備書面及び同第2準備書面で述べたとおりであり、原告の主張はその前提に誤りがあるといわざるを得ない。

(2) 原告は、国際政策協調学分野の研究者と同一の研究施設で日常的に顔を突き合わせ、意見交換できる環境を望んでいるようであるが、このような環境を被告が原告のために整備してあげるということが、原告の学問の自由の内容として法的に保障されているとは考えられない。

原告は、本件人事の前後を通じ、他の研究者と自由に意見交換をして、自らが取り組む学間を探求することができるのであり、本件人事によって、原告の研究・発表・教授の自由は何ら制限されていない。

むしろ、本件人事によって、制度設計講座には、国際政治経済システム学分野を専門とする原告、国際政策協調学分野を専門とする湊に加え、新たに社会的意思決定分野を専門とする堀田が教員として選考されたのであり、「学融合」が促進されたと評価することもできる。

(3) 自らの学問の自由が侵害されたとする原告の主張が失当であることは明らかである。

3 上記並の主張について

(1) 仮に国際政策協調学分野の研究者が同一の研究施設にいたとしても、日常的に顔を突き合わせて意見交換できるとは限らず、現実に意見交換をしようとすれば、日程を合わせて会うということにならざるを得ないのであり（原告本人調書25、26頁）、「国際政策協調学分野の研究者が同一の研究施設にいるかいないか」という問題は、原告の学問の自由に影響を与えるものとは考えられない。

(2) 原告は、湊が国際政策協調学分野の准教授であることを認めた上で、「形式的にはいるが、実質的にはその分野ではない」「自らの目指す学融合的な方法論を進化させるという意味では、湊准教授では不十分」という趣旨の供述をした（原告本人調書27頁）。

かかる供述を前提にすると、原告は、「国際政策協調学分野の研究者が同一の研究施設にいるかいないか」を重視しているわけではなく、「自らの希

望するような研究者が同一の研究施設にいるかいないか」を重視しているようである。

すなわち、原告が自らの学問の自由が侵害されたと感じている根本的な原因是、教員選考手続の過程で「分野」が変更されたことにあるわけではなく、結果として自らの希望するような研究者が教授として選考されなかつたことがあると思料される。

原告が自らの学問の自由が侵害されたと感じていることと、本件人事の手続き的違法の問題は、直接の関係がないものといわざるを得ない。

4 以上の次第で、原告の請求には理由がなく、同請求は棄却されるべきである。

第3 補足

岩橋健定助教授（当時）について、原告は、「国際環境組織論」という分野を選定した上で選考された教員であると供述したが（原告本人調書26、27頁），被告において再度確認したところ、「国際政治経済システム学」という分野を選定した上で選考された教員であることが確認された（乙6の最終頁）。

以上